

生徒指導だより

ゆたかな心 じょうぶな体 あふれる知性
平成30年12月 3日 第13号
土浦市立土浦第六中学校 生徒指導部

12月の完全下校時刻：16：30（冬休み 16：45）

自転車は「車両」です

【道路交通法より】（必ず読んで、確認して下さい）

- 自転車は軽車両であり、車両の一種です。
- 自転車は車道左側通行が原則ですが、車道や交通状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合は、歩道を通行することができます。
ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。
- 自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。
- 自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。
- 自転車は、みだりにその進路を変更してはいけません。
- 自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。
また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差点道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

最近の六中生の自転車の乗り方は、

本当に危険だと感じています。

何度も言うように、自転車は自分の命も他者の命も奪いかねない「車両」です。自分の命を守るため、他のだれかの命を守るために、自転車通学に関するきまりや、上記の交通ルールを必ず守って下さい。

六中のきまりでは、自転車通学に関するきまりや交通ルールを守れない場合は自転車通学を停止、または禁止する場合があります。これは命を守るための措置であることを理解してください。

